

## 墨田区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（案）概要

### 1 目的

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の一部改正により、墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の構造設備及び管理の基準並びに事前手続について区の条例で定める必要がある。

### 2 内容

#### 墓地等の経営主体

墓地の経営主体としてはいずれかに該当するものでなければならない。

#### ア 地方公共団体

イ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項の法人で、その主たる事務所又は従たる事務所を、区又は区に隣接する区の区域に有するもの

#### ウ 墓地等の経営を行うことを目的とする公益社団法人又は公益財団法人 墓地等の経営の許可

ア 墓地等を経営しようとする者は、区長の許可を受けなければならない。  
イ 墓地の区域、墳墓を設ける区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地等を廃止しようとする者は、区長の許可を受けなければならない。

#### 墓地の設置場所

当該墓地を經營しようとする者が、原則として、所有する土地であり、所有権以外の権利が存しないものであること。

#### 墓地の構造設備基準

ア 墓地境界には、障壁等を設けること。また、規模に応じて緩衝帯（緑地等）を設けること。

イ 墓地内には、幅1メートル以上である通路を設けること。

ウ 墓地内には、排水路を設け、下水道又は河川等に適切に排水すること。

エ 墓地内には、ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び駐車場を設けること。

オ 墓地内には、緑地を設けること。

カ 墓地及び駐車場の出入り口は、公道と接地させること。

#### 納骨堂の設置場所

当該墓地を經營しようとする者が、原則として、所有する土地であり、所有権以外の権利が存しないこと。寺院、教会等の礼拝活動の実績のある施設又は火葬場の敷地内であること。

#### 納骨堂の構造設備基準

- ア 主要な部分は、耐火構造にすること。
- イ 納骨装置は、適切な維持管理がしやすい構造とすること。
- ウ ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び駐車場を設けること。

#### 火葬場の設置場所

住宅等からおおむね250メートル以上離れていなければならない。

#### 墓地等の管理者の講ずべき措置

- ア 安全措置を講ずること。
- イ 施設の点検と修復等を行うこと。
- ウ 緑地等を適正に管理すること。
- エ 防犯対策を行うこと。
- オ 繁忙期の交通誘導を行うこと。

#### 土葬禁止地域

区長は、土葬禁止地域を指定することができる。

#### 標識の設置と計画の周知

墓地等を経営しようとする者は、許可の申請に先立って、建設等の計画について、隣接住民等及び周辺住民（建設等予定地から100メートル以内の住民）への周知を図るため、標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。

#### 説明会の開催

墓地等を経営しようとする者は、許可の申請に先立って、建設等の計画について説明会を開催し隣接住民等に説明し、その経過を区長に報告しなければならない。また、周辺住民にも説明会の開催を周知しなければならない。

#### 住民との協議の指導

墓地等の建設等の計画について、正当な理由がある意見の申出があつた場合、墓地等の申請予定者に対し、隣接住民等及び周辺住民との協議を行うよう指導することができる。

また、申請予定者は、協議に当たっては、誠意を持って対応しなければならない。

### 3 施行期日

平成24年4月1日